

元外部監査公表第 2 号

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、令和元年 11 月 11 日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和元年 12 月 9 日

福岡市監査委員	平 畑 雅 博
同	松 野 隆
同	谷 山 昭
同	篠 原 俊

1 監査報告と措置の件数

31 外部監査公表第 2 号（平成 31 年 3 月 25 日付福岡市公報第 6568 号（別冊 2）公表）分
（福岡市水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について）・・・・・・・・・・38 件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

31外部監査公表第 2 号（平成31年 3 月25日付福岡市公報第6568号（別冊 2）公表）分

V. 財務事務における指摘事項及び監査結果に添えて提出する意見

1 水道事業（工業用水道事業含む）

（1）決算

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【指摘事項 1-(1)-1】貸借対照表の正確性の確保について</p> <p>貸借対照表の正確性は、予算執行が適時、適切に会計処理されることにより確保される。したがって、適切な決裁手続を経て行われた予算執行であっても、その会計処理が適時適切に行われなければ、貸借対照表の正確性は確保できなくなる。その正確性を確認するために、定期的に記載金額の根拠となる管理資料等との照合が重要であるが、市では照合を実施していない項目があった。</p> <p>貸借対照表の作成に際しては、会計システムに基づく諸帳簿との照合に加え、各所管課が作成するなどした固定資産や債権をはじめとする個別明細情報を記載した管理</p>	<p>貸借対照表と管理資料等で不一致が生じていたもののうち、予算措置を伴わずに修正可能な項目については平成 30 年度に振替処理等を行った。</p> <p>また、その他の項目については、過年度修正に予算措置が必要なため、令和元年度 9 月議会において予算の補正を行い、振替処理等を行っている。</p>

資料等との照合が重要である。

貸借対照表に記載された複数の項目で管理資料等の合計金額と一致していないものがあつた。また、当該不一致の発生原因について監査時点において特定できていないものがある。したがつて平成 29 年度の水道事業会計の貸借対照表の正確性が担保されていない。

貸借対照表を含んだ水道事業の決算書は料金改定のみならず将来見通しの拠り所ともなるため重要な役割を担っている。決算書が監査委員の審査に付す必要があるとともに議会の認定に付さなければならないこととなっているのもこのような役割を担っているからである。したがつて貸借対照表に記載される金額の正確性は、市が自ら責任を持って確保する義務がある。

(是正の方向性)

市は、決算書が料金算定など重要な意思決定を検討する際の客観的な基礎資料などになることを踏まえ、会計システムの金額と管理資料等の合計金額とを十分に照合されたい。両者が一致しない場合あるいは内訳に不明残高などがある場合には、調査及び当該調査に基づく修正等により貸借対照表の正確性を確保されたい。

また、個別項目においては是正すべき事項を記載しているため、当該事項も留意されたい。

なお、本件の指摘は決算書の作成に関して正確性を確保する仕組みに不備があることを意味している。今後導入されることとなっている自治体内部統制制度に対応するためにも、市は決算書の作成に関して正確性を確保する仕組みを構築しなければならないことに留意し是正に取り組まれたい。

(水道局経理課)	
<p>【指摘事項 1-(1)-2】 現物確認の際の作成書類について</p> <p>その他流動資産の内容は担保として受け入れた預り定期預金証書である。このような現金同等物は定期的（たとえば、決算ごと）に現物の確認等をする必要がある。</p> <p>当該定期預金証書は貸金庫に保管している。市によると、決算日である3月31日後の数日以内に経理課職員が貸金庫に赴き定期預金証書の現物を確認しているとのことである。しかしながら、これまで現物の確認の際に当該定期預金証書の確認日、確認者などを記載した書類を作成していなかった。このため現物確認を実施していることが明らかではなかった。</p> <p>(是正の方向性)</p> <p>市は預り定期預金証書の確認の際に、確認日、確認者などを記載した書類を作成されたい。</p> <p>なお、定期預金証書のような現金同等物等は、確認日及び確認者などを記載した書類を作成していない場合、紛失等の事故があった時に発生日や原因を特定することが困難となることに留意されたい。</p> <p style="text-align: center;">(水道局経理課)</p>	<p>年度当初に現物確認後、「確認書」を作成することとした。</p> <p>平成31年度については、4月1日に、経理課会計係職員2名で、定期預金証書等を保管している貸金庫に出向き現物を確認した後、確認日・確認者を記載した「確認書」を作成し、企業出納員（課長）へ報告を行った。</p>
<p>【指摘事項 1-(1)-3】 退職給付引当金の算定について</p> <p>水道局においては9月1日に在職する職員のデータをもとに翌3月末の期末自己都合要支給額を算定している。</p> <p>また、個人別に積み上げた期末自己都合要支給額そのものではなく、一人当たりの平均期末自己都合要支給額を使用している。</p> <p>この結果、平成29年度の貸借対照表に計</p>	<p>平成30年度末の退職給付引当金より、年度末に在籍する職員の個人別の期末自己都合要支給額の合計金額での計上を行った。</p>

<p>上した退職給付引当金は、平成 29 年度末（平成 30 年 3 月 31 日）に在籍した職員の期末自己都合要支給額よりも 2.8 億円多く、退職給付引当金の過大計上となっていた。</p> <p>（是正の方向性）</p> <p>水道局は、貸借対照表に計上する退職給付引当金については、年度末に在籍する職員の個人別の期末自己都合要支給額の合計金額を計上されたい。</p> <p>（水道局総務課）</p>	
<p>【指摘事項 1-(1)-4】前受金の精算事務について</p> <p>前受金には、前受水道料金とその他の営業前受金がある。</p> <p>前受水道料金とは、一時用の給水申し込みの際に徴収する料金であり、一時用の廃止の時に精算される。</p> <p>その他の営業前受金とは、給水装置工事を行う際に受け取った手数料等であり、工事の検査完了時に会計上の振替が行われる。</p> <p>前受金の残高内訳を確認したが、適時に精算処理が行われていないものがある。</p> <p>前受水道料金については、申請者からの給水装置の使用の中止又は廃止の申し出が行われていないため、現在も一時用が継続していると市は認識している。しかし、一時用の使用状況を確認したところ、実態としては長期間使用していない案件もあった。</p> <p>また、その他の営業前受金については、工事の検査完了後の精算処理による会計上の振替手続が行われていないものが当該年度（平成 29 年度）を除き 368 件、約 2.8 百万円存在した。</p>	<p>前受水道料金については、現地調査を行い一時用の使用が完了している案件は、精算処理を行っている。</p> <p>その他の営業前受金については、予算措置が必要なため、令和元年度 9 月議会において予算の補正を行い、振替処理等の対応を行っている。</p>

<p>(是正の方向性)</p> <p>前受金について、決算時に前受案件毎の内訳書を作成し、各案件の精算の要否を確認すべきである。また、精算が必要な案件については速やかに処理されたい。</p> <p>(水道局給水審査課)</p>	
---	--

(2) 契約事務

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【意見 1-(2)-1】 契約条項の確認について</p> <p>市が入金案内を委託する業務は、サービスの業務を勘案して発注しているものであり、事前承諾条件による再委託が可能な条項ではなく再委託そのものを禁止する条項にするべきと考える。</p> <p>(改善提案)</p> <p>市は、入金案内の委託業務に関して再委託を禁止する契約条項を検討されたい。</p> <p>(水道局営業管理課)</p>	<p>再委託の契約条項について、平成 31 年度と同業務委託から再委託を禁止する条項に変更した。</p>

<p>【指摘事項 1-(2)-1】 契約変更ルールへの遵守について</p> <p>平成 29 年度の市の契約変更に関する書類を閲覧したところ、以下の契約変更（博多区半道橋 2 丁目地内工業用配水管布設工事の契約変更をいう。）は、設計変更額が当初設計金額の 50%であり 20%を超えているため軽微な設計変更には該当しないが、契約変更は工期末の前日に行われていた。</p> <p>契約金額が増額した原因は、地下の支障物を撤去するための調査及び機械損料(※)の追加である。当該契約変更は、当初の契約金額から 50%増額しており 20%を超えているため、原則どおり速やかに契約変更を締結すべきであった。しかしながら、実際は契約変更がなされないまま、工期末の前日に契約変更が締結されていた。</p> <p>※ 機械損料とは機械経費の一部であり、償却費・維持管理費・管理費で構成されているものである。</p> <p>(是正の方向性)</p> <p>市は、水道局内に当該工事に関する契約</p>	<p>契約変更手続きについては、契約変更ルールを遵守し、再発防止に努めるよう所属に対し文書通知を行い、所属職員への周知徹底を図った。</p>
<p>変更の内容とともに契約変更に関するルールをあらためて周知して再発防止に努められたい。</p> <p>(水道局契約課)</p>	

(3) 債権管理

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【意見 1-(3)-3】 住民情報検索用端末へのアクセス権限について</p> <p>水道料金の未納事由の多くは無断転居によるものである。このため、無断転居を把握した場合は速やかに転居先の調査を行う必要がある。</p> <p>転居先の調査方法の一つに、住民情報検索用端末（以下、「検索用端末」という。）</p>	<p>端末の使用実態をもとに、平成 31 年 3 月からアクセス権限の付与者を必要最小限に絞り、適時登録することとした。</p>

を使用して住民基本情報を照会する方法がある。検索用端末は、水道料金の徴収業務を効率的かつ効果的に行うために市が住民基本台帳法第1条等の規定によって市の市民局及び総務企画局から電子情報利用の承認を受けて、水道局の博多営業所に設置している。

検索用端末を使用する際に注意すべきことは、多くの個人情報に掲載されているため水道料金の徴収事務以外の目的の使用

(目的外使用)を防ぐことである。この点、市は以下のとおり、条例においてそのような使用を禁止する条項を設けている。

今回の監査において、任意に1か月(平成29年5月度)を抽出して検索用端末にアクセスした履歴を閲覧し、アクセス権限被付与者を確認したところ13名に付与されていた。ただし、アクセス権限被付与者のうち8名しか検索用端末にアクセスした記録がなく、残りの5名は検索した履歴がなかった。このため、平成29年度の各人別のアクセス状況を市に照会したところ、1年間で0日もしくは1日しかアクセスしていない職員、何か月もアクセスが無い職員がいるなど、必要な者に必要な時だけアクセス権限を付与してリスクを最低限に抑える取り組みは認められなかった。

このような付与の実態が生じる理由は、市によると、総務企画局においてアクセス権限の付与及び抹消が年間4回行われるものの、市では人事異動の場合以外は毎年4月にのみアクセス権限の付与及び抹消を申請していたためとのことである。

(改善提案)

検索用端末は、多くの個人情報に掲載されているため料金未納者の転居先の確認事

<p>務，新入居者調査等の水道料金の徴収事務に関する使用に限定しなければならず，当該目的以外の使用は禁止されている。このルールを徹底するための手段として，検索用端末にアクセスできる職員を必要最小限に絞り，当該職員以外はアクセス権限を付与しないことである。また，これを徹底するためには付与及び抹消の時期も厳密に管理し，アクセス権限の付与及び抹消を適時適切に行う必要があると考える。</p> <p>市は，検索用端末にアクセスできる権限の被付与者を必要最低限にするために，適時にアクセス権限の付与及び抹消を行うことを検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(水道局博多営業所)</p>	
---	--

(4) 財産

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【指摘事項 1-(4)-1】 実地たな卸の方法について</p> <p>会計規程において実地たな卸の際に，たな卸資産の購入，出納及び保管に直接関係のない職員2人以上を立ち合わせる事となっている。これは，たな卸実施者の数え間違いや数え漏れ等を防ぐとともに，通常の業務でたな卸資産の購入や出納，保管にかかわっている職員以外の目に触れさせることで物品の不正利用等を防ぐ目的もあり，規定に準拠した実施が必要である。</p> <p>(是正の方向性)</p> <p>市は，たな卸資産の実地たな卸の際の立会に当たっては，会計規程に準拠した人員で実施されたい。</p> <p style="text-align: right;">(水道局整備推進課)</p>	<p>たな卸資産の実地たな卸については，会計規程に準拠し実施するよう所属職員に対し研修を行い周知徹底を図るとともに，平成 30 年度の実地たな卸は，会計規程に準拠した人員で平成 31 年 3 月に実施した。</p>
<p>【意見 1-(4)-1】 毒物等の取扱いに関する内規について</p> <p>市が保有するたな卸資産の中には，業務</p>	<p>毒物等について，今後とも法令に基づき適切な取扱いが行われるよう，内規の記載項目を統一し，3 場の内規に「容器の表示</p>

<p>上毒物及び劇物（以下、「毒物等」という。）が含まれている。毒物等に関しては「毒物及び劇物取締法」において取扱い等が定められている。</p> <p>つまり、市には①毒物又は劇物の盗難・紛失・漏洩等を防ぐ措置，その他取扱い，②毒物又は劇物の容器及び被包における表示，③事故の際の措置を遵守することが求められる。この点は，市は水道水質センター及び5浄水場においてそれぞれ内規を定め，法令を遵守するように努めている。</p> <p>それぞれの内規を閲覧したところ，上記の①～③を細分化して i) 責任者の設置，ii) 保管の方法，iii) 受払の方法，iv) 棚卸の方法，v) 容器の表示方法及びvi) 事故の際の措置という6つの項目を設けていた。しかしながら，6つの項目は必ずしも各場等の内規にすべて記載されておらず，記載が漏れている項目があった。</p> <p>各場等のそれぞれの内規に関して，6つの項目の記載の有無は以下のとおりである。v) 容器の表示方法及びvi) 事故の際の措置に関して，3場（乙金浄水場，多々良浄水場，夫婦石浄水場をいう。）は記載がなかった。</p> <p>容器の表示方法に関して現状を質問したところ，別途作成しているマニュアルに基づき法令通り「毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字，劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示」（毒物及び劇物取締法第12条第1項）を遵守しているとのことで実害は生じていない状況であった。</p> <p>しかしながら，内規に明文化していないと担当者が法令を熟知していない者に変更があった場合に法令が遵守されないリスク</p>	<p>方法」及び「事故の際の措置」の項目を追加した。</p>
---	--------------------------------

<p>があるため内規への明文化が必要と考える。</p> <p>(改善提案)</p> <p>市は、毒物等の取扱いの内規に関して法令に照らして記載の充分性を検討されたい。</p> <p>(水道局水道水質センター)</p>	
<p>【指摘事項 1-(4)-2】固定資産の除却漏れについて</p> <p>会計規程のとおり固定資産の除却に当たっては、固定資産異動報告書を作成することや管理者の決裁を受けることなど所定の手続を行う必要がある。しかしながら工具器具及び備品の2件については現物が確認できなかった。2件については固定資産台帳からの除却手続きが行われていなかったものである。</p> <p>(是正の方向性)</p> <p>市は、上記の除却漏れの固定資産について速やかに除却手続をされたい。また、除却手続について水道局内に周知するとともに、除却漏れの固定資産の有無を調査されたい。</p> <p>(水道局経理課)</p>	<p>平成 30 年度に「機械及び装置」及び「工具器具及び備品」のうち耐用年数が経過した資産について、固定資産台帳と現物との突合調査を行い、除却漏れが判明したもののうち、予算措置を伴わずに除却処理が可能なものについては、平成 30 年度に除却処理を行った。</p> <p>また、令和元年度には、「機械及び装置」及び「工具器具及び備品」のうち、耐用年数が経過していない資産について同様の調査を行い、除却漏れが判明したものについては、予算措置が必要なため、平成 30 年度の調査で除却できなかったものとあわせて、令和元年度 9 月議会において予算の補正を行い、除却処理を行っている。</p>

(6) 人材育成

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【意見 1-(6)-1】人材育成計画について</p> <p>公営企業の技術の継承に関する問題は、全国共通であり今後深刻化が予想される。市の水道事業も同様の状況であるため、人材育成計画において個別具体的な達成すべき目標を掲げることが必要と考える。</p> <p>(改善提案)</p> <p>市は、人材育成計画の実効性を高め市の水道事業に係る技術の継承を確実に遂行するために、人材育成計画において個別具体</p>	<p>人材育成は O J T (仕事を通じた職員の指導育成) を基本としており、各所属において O J T の個別具体的な目標の策定を行った。</p>

<p>的な達成すべき目標を掲げ、これを達成することを目的とした計画に見直すことを検討されたい。</p> <p>(水道局総務課)</p>	
---	--

(7) BCP

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【意見 1-(7)-1】水道施設の監視状況について</p> <p>市では事故・テロ等の対策として、不審者侵入防止対策の推進や水道原水の監視の強化を主要事業として実施している。また、この対策の目的は水道水の安全性を確保することである。</p> <p>このような目的を達成するために、水道施設では巡回・機械警備、カメラによる監視などにより、不審者侵入防止対策をしている。しかしながら、視察時に訪れた水道施設の監視カメラは、複数の地点に設置されているものの、モニターが1つしかなく画面を分割して同時に複数の地点を見るようにする分割機能がなかった。また、当該監視カメラには録画機能が無いため、万一の事故や災害などが生じた場合において、監視カメラで発生時の状況を知ることはできないものであった。</p> <p>視察した水道施設以外においても調査したところ、水道施設の大半には録画機能及びモニターの分割機能を有していたが、録画機能及びモニターの分割機能を有していない監視カメラを使用している水道施設が1箇所、モニターの分割機能は有するものの録画機能を有していない監視カメラを使用している水道施設が1箇所存在した。</p> <p>(改善提案)</p> <p>市は、水道施設の監視方法として現在使用している監視カメラの機能等の十分性を</p>	<p>現在使用している監視カメラの機能等を検討し、録画機能のない全ての施設について、録画機能を整備する。</p>

<p>検討されたい。なお、録画機能のない水道施設のなかには無人管理の水道施設もある。当該水道施設に関しては特に慎重に検討されたい。</p> <p>(水道局浄水調整課)</p>	
---	--

(10) 公益財団法人福岡市水道サービス公社について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【意見 1-(10)-1】 公社への業務委託の必要性及び事業の方向性等について</p> <p>市は平成 26 年 3 月に、経営効率化を掲げ、市と公社の組織を一体的に整備し、平成 29 年度の大幅な業務委託の削減に至っている。ただし市は、一定の成果をあげてきたとしつつ、引き続き必要な見直しを行う必要があるとしており、「外郭団体のあり方に関する指針」において、公社を「事業の内容などを検討する団体」として、位置付けている。</p> <p>したがって、今回の監査において、前述の「外郭団体のあり方に関する指針」「5 検証の視点」の各視点（事業の必要性、外郭団体で事業を行うことの妥当性、本市の財政的・人的関与の妥当性、団体の効果的な活用、団体運営の透明性等の確保をいう。）に基づき、公社の現況等を整理することとした。その結果は以下のとおりである。</p> <p>(改善提案①)</p> <p>市の「外郭団体のあり方に関する指針」の「5 検証の視点」にあてはめて検討した結果、公社への業務委託の必要性、メリットを見出しがたい点がある。また、市が主張する公社を通じて事業を実施するための技術的なノウハウが必要であれば、ノウハウを計画的に継承するためのスケジュールの策定が不可欠であるが、現状、このような計画は策定されていない。公社の固有職</p>	<p>水道サービス公社については、設立以降社会経済情勢等の変化に対応しながら、局と公社をあわせた全体として、より最適な組織体制となるようこれまでも随時見直しを行っている。</p> <p>現在、水道法の改正など、水道事業を取り巻く社会環境が変化している時期であり、今後の公社の活用については、それらの状況を踏まえながら、市の「外郭団体のあり方に関する指針」の検証の視点も踏まえ、公社への業務委託の必要性やメリットを検証したうえで、必要に応じて見直しを行う。</p>

員の年齢からすると、ノウハウが継承できる期間は数年と見込まれるため、速やかに計画を策定しないと安定的な水道事業の継続が懸念される状況である。

市は、あらためて、公社への業務委託の必要性、メリットを検証されたい。

また、ノウハウを継承するためのスケジュールを策定することを検討されたい。

(改善提案②)

自主事業である簡易専用水道等定期検査は、公社が実施する一定の意義が認められる。したがって、改善提案①のように公社への業務委託の必要性、メリットを検証し、それらを見出せない場合は、公社は自主事業である簡易専用水道等定期検査のみを実施し、市は民間企業同様に一検査機関として、公社との関係を保つともあると考える。ただし、その際には、以下の2点に留意が必要である。

1点目は、市の業務委託を実施していないため、引き続き、市が、市の条例等に基づき、公社の管理部門等に派遣する職員の人件費を負担することはできなくなることである。すなわち、公社は、市の派遣職員に係る人件費をすべて負担する必要があることである。ただ、この場合においても、市の外郭団体が実施する事業という観点からは、本自主事業が民間と完全に競合することから、その事業実施の必要性について検討されたい。

2点目は、市の外郭団体である以上、外郭団体としての管理が必要となるため、引き続き、市及び水道局において、管理コストが生じることとなる。公社単独で事業性(損益)が確保出来ていても、市が負担する部分を合算したトータルコストの観点で

は、異なる結果が想定される。公社単体での損益に基づく管理のみならず、市において生じている公社管理コストを加味した指標を設定することについて検討されたい。

(改善提案③)

市は、今後、改正水道法において新たに制度設計がなされた官民連携や広域自治体連携事業等の実施可能性について検討を実施することとなる。この改正水道法対応に関する検討の場合において公社を活用する可能性も考えられるが、その場合においても既存の公益財団法人としての公社の活用を前提とするのではなく、公社の株式会社化など組織変更も含めた検討を行うべきである。

市は、今後、今回の監査人の検討と同様に公社に関して、市の「外郭団体のあり方に関する指針」の「5 検証の視点」にて検討を実施し、公社への業務委託の必要性並びに事業の方向性等を見直すことを検討されたい。なお、公社を活用することとする場合は、活用に向けたロードマップを策定するなど、期限を決めて運用する必要がある。

加えて、今回の監査における検討結果は、「外郭団体のあり方に関する指針」の位置づけである「事業の内容などを検討する団体」よりも踏み込んだ見直しが必要とされるものであったため、市は「外郭団体のあり方に関する指針」の見直しを検討されたい。

(水道局経営企画課)

<p>【意見 1-(10)-2】財産処分等に関する規程について</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）によれば、重要な財産の処分及び譲受け、多額の借財を重要な業務執行と位置付け、理事会の専決事項とし、理事に委任することができないこととされている。</p> <p>この制度が設けられている趣旨は、団体の財産的基礎に影響を与える重要な財産の処分及び譲受けや多額の借財は、理事の判断で実行されることなく、理事会という会議体の決定事項とすることによって、慎重な意思決定がなされるとともに、資産の私的流用等を未然に防止するためのものである。なお、「重要な財産」に関しては、金額的重要性だけではなく、たとえば、金額的に重要ではなくても団体の事業に欠かせない財産の売却など、質的重要性がある財産も含まれる。</p> <p>一般的に公益法人等の多額の私的流用等の不正を防止できなかった原因の一つに、「重要な財産」や「多額の借財」の具体的な基準を定めていなかったことが考えられている。あらかじめ具体的な基準を定めていれば、案件が理事会の決定事項とすべきか否かは明らかになり、理事会に諮らなかつた場合には、その責任が追及されることになる。</p> <p>しかしながら、現状、公社の規程等に、「重要な財産」や「多額の借財」の具体的な基準は定められていない。理事に委任することができない業務執行に関する規程等の整備が十分ではなく、金額的重要性や質的重要性に関する解釈が理事によって異なるリスクがあるため、これらの具体的な金</p>	<p>財産処分等に関する規程については、令和元年 5 月開催の理事会において、理事会で決定すべき重要な財産の処分及び譲受け等の重要な業務執行の決定に関して、その具体的な範囲について定める規程を制定した。</p>
--	---

<p>額や質的重要性を規程等で整備することが望まれる。</p> <p>(改善提案)</p> <p>理事に委任することができない業務執行に関する規程等の整備が十分ではなく、金額的重要性や質的重要性に関する解釈が理事によって異なるリスクがあるため、これらの具体的な金額や質的重要性を規程等で整備することを検討されたい。</p> <p>(福岡市水道サービス公社管理課)</p>	
<p>【意見 1-(10)-3】 役員の兼務状況の確認について</p> <p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）によれば、公益法人の理事、監事及び評議員が、他の公益法人の取消原因となった事実に係る業務を行う理事を兼務していた場合、他の公益法人の公益認定が取り消されると、本法人の公益認定についても取り消されるとされている。いわゆる連座制(※)に関して定めた条文である。</p> <p>※ 連座制とは、犯罪行為等に関して、当該行為者等のみならず、特定の関係者等にも責任を追及する制度をいう。この場合は、公益法人の役員が、他の兼務する公益法人の業務の執行によって、当該他の公益法人の認定が取り消された場合、本来の公益法人の認定が取り消される連鎖が生じるものである。</p> <p>このような公益法人の認定の取り消しの連鎖に関するリスクを未然に防ぐためには、定期的に、役員の兼務状況について確認する必要がある。</p> <p>しかしながら、公社は、平成 25 年度の公益認定申請時、役員改選時、あるいは、新</p>	<p>役員の兼務状況の確認については、理事会、評議員会での承認の上、令和元年 6 月から、年 1 回、評議員及び役員への兼職届の提出を求めることとした。</p>

<p>任の役員に関しては就任時に、役員の兼務状況を確認していたものの、定期的な確認はしていなかった。</p> <p>(改善提案)</p> <p>役員の兼務状況を確認していない場合、兼務先の公益法人において問題等が発生している場合においても方策を講じることが出来ず、無用に公益認定の取り消しリスクを抱えることとなる。複数の公益法人の役員を兼務する役員は、毎年のように兼務状況が変わることもあり、少なくとも、年に1回は役員等の兼務状況を確認することを検討されたい。</p> <p>(福岡市水道サービス公社管理課)</p>	
--	--

2 下水道事業

(1) 決算

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【指摘事項 2-(1)-1】貸借対照表の正確性の確保について</p> <p>貸借対照表の正確性は、予算執行が適時、適切に会計処理されることにより確保される。したがって、適切な決裁手続を経て行われた予算執行であっても、その会計処理が適時適切に行われなければ、貸借対照表の正確性は確保できなくなる。その正確性を確認するためには、定期的に記載金額の根拠となる管理資料等との照合が重要であるが、下水道事業では現状、複数の勘定科目でこのような照合が行われていない。このため、貸借対照表の勘定科目のうち、管理資料等の合計金額と一致していない勘定科目がある。当該不一致の発生原因の多くは監査時点において不明である。このように資産及び負債の根拠を確認できない状況では、平成 29 年度の下水道事業会計の貸借対照表の正確性が確保されていない。</p>	<p>下水道事業の会計については、適正処理に努めているが、内部チェック体制の仕組みに不十分な点があった。</p> <p>指摘を受けた不一致箇所については、調査を実施し、原因が特定でき、かつ予算措置を伴わずに修正可能な項目については、平成 30 年度に振替処理等を行った。</p> <p>その他の項目については、令和元年度 9 月補正により予算措置の上、振替処理を行った。</p> <p>なお、財務会計システムの金額と各管理資料の金額とを照合・検証する仕組みが脆弱であった。</p> <p>今後、照合・検証を十分に行うことができるシステムを構築し、会計業務における確固たる内部統制を整備する。</p>

<p>市の説明によれば、固定資産やその財源に関する情報は固定資産台帳管理システムにて管理しているが、当該システムにおいては、貸借対照表残高を検証するための仕組みが十分整備されておらず、またそれを補完する資料も未整備であったことから、包括外部監査人の検証作業に耐えうる適切な資料を渡せなかった。差異の可能性及び原因については、システム開発業者の協力を要請して調査中とのことである。</p> <p>貸借対照表を含んだ下水道事業の決算書は料金改定のみならず将来見通しの拠り所ともなる重要な役割を担っている。決算書が監査委員の審査に付す必要があるとともに議会の認定に付さなければならないこととなっているのもこのような役割を担っているからである。したがって貸借対照表に記載される金額の正確性は、市が自ら責任を持って確保する義務がある。</p> <p>(是正の方向性)</p> <p>市は、決算書が料金算定など重要な意思決定を検討する際の客観的な基礎資料などになることを踏まえ、貸借対照表の作成に当たっては会計システムの金額と管理資料等の合計金額とを照合されたい。また、両者が一致しない場合あるいは内訳に不明残高などがある場合には、調査及び当該調査に基づく修正等により貸借対照表の正確性を確保されたい。</p> <p>また管理システムについては、特定時点の残高が容易に検証できるシステムであることを要件とすべきであり、貸借対照表残高の検証を可能とする管理システムの構築を検討されたい。</p> <p>なお、本件の指摘は決算書の作成に関する内部統制に不備があることを意味してい</p>	
---	--

<p>る。多くの勘定で残高を確認する資料がなく、内部統制の整備にも支障をきたしている。今後導入されることとなっている自治体内部統制制度に対応するためにも、市は決算書の作成に関する内部統制を構築しなければならないことに留意し是正に取り組まれない。</p> <p>(道路下水道局経理課)</p>	
<p>【指摘事項 2-(1)-2】現物確認の際の作成書類について</p> <p>市によれば、定期預金証書の現物確認は、平成 29 年度決算のために平成 30 年 4 月 6 日に経理課職員が貸金庫に赴いて実施したとのことであった。しかし、口頭により報告しているため、報告書等の書類は作成していないとのことであった。</p> <p>よって、定期預金証書の確認日、確認者、現物を確認した旨などを記載した書類が作成されていないため、現物確認を実施していることが明らかではなかった。</p> <p>(是正の方向性)</p> <p>市は予め定期預金証書の確認の際に、確認日、確認者、確認した旨などを記載した書類を作成されたい。</p> <p>なお、定期預金証書のような現金同等物等は、確認日、確認者、現物を確認した旨などを記載した書類を作成していない場合、紛失等の事故があった時に、発生日や原因を特定することが困難となることに留意されたい。</p> <p>(道路下水道局経理課)</p>	<p>定期預金証書については、市内金融機関の貸金庫に保管、管理している。</p> <p>令和元年度から、様式「貸金庫保管物現物確認簿」を新たに整備し、これにより現物確認について記録することとした。</p>
<p>【指摘事項 2-(1)-3】破産更生債権の表示について</p> <p>地方公営企業法施行規則では、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権であって、一年内に弁済を受けること</p>	<p>破産更生債権に計上すべき債権について検討を行い、当該債権に計上すべき債権額を整理した。</p> <p>令和元年度中に、規程の改正を行い、新たに当該区分の勘定科目を創設の上、計上</p>

<p>ができないことが明らかなものは、投資その他の資産に区分して計上する必要があるが、決算書では、投資その他の資産区分に破産更生債権等として計上していなかった。</p> <p>破産更生債権に対してはすでに貸倒引当金は引き当て済みであるが、債権の区分は一年内に弁済を受けることが出来るか否かで判断すべきである。</p> <p>(是正の方向性)</p> <p>未収金について、滞納状況の調査を行い、決算の調製の際には、破産更生債権に該当するか否かについて検討した資料を作成し、決算資料として保管されたい。</p> <p>また破産更生債権に該当するものは、対応する貸倒引当金と共に投資その他の資産区分に計上されたい。</p> <p>(道路下水道局経理課)</p>	<p>することとした。</p>
<p>【意見 2-(1)-1】 滞留債権の回収努力について</p> <p>最も大口の滞留債権としてスーパー銭湯を営んでいた事業者への債権が平成 29 年度末残高で 72,872 千円あるが、現在は毎週約 1 万円の入金に留まっている。</p> <p>(改善提案)</p> <p>すでに会計上は債権金額に対して貸倒引当金を全額引き当ててはいるが、倒産には至っていないとして不納欠損処分は行っておらず、多額の滞留債権 72,872 千円が残っているため、より一層の回収に努められたい。</p> <p>(道路下水道局下水道料金課)</p>	<p>滞納法人の代表者に対し、納付を増額するよう指導しており、より一層の債権回収に努める。</p>

<p>【指摘事項 2-(1)-4】 児童手当に要する経費への負担金の計算誤りについて</p> <p>平成 28 年度の児童手当に要する経費への負担金については、正しくは 10,532,282 円であったが、児童手当に要する経費を 3,252,720 円過小に算定し、7,279,552 円の繰入金を受けていた。</p> <p>これは児童手当に要する経費を算定する過程における事務ミスを原因とするものであり、児童手当は職員数や児童手当の制度そのものに変更がなければ増減するものではないので、予算と実績の比較や繰入金の期間比較などを実施すれば容易に発見することが出来る誤謬である。</p> <p>(是正の方向性)</p> <p>今後は児童手当に要する経費の算定に誤りがないかのチェック体制に関する内部統制を構築し、費用の計上と繰入金に誤りがないように留意されたい。</p> <p>(道路下水道局経理課)</p>	<p>平成 28 年度の児童手当に要する経費への一般会計からの負担金については、地方公営企業繰出基準に則り改めて算定を行い、差額について一般会計に請求し、収納済みである。</p> <p>なお、算定にあたっては、基礎数値の確認や予算・前年度実績との比較を複数の職員で行い、チェック体制の強化を図っている。</p>
<p>【意見 2-(1)-7】 退職手当の負担に係る注記について</p> <p>現在、下水道事業に従事している職員の退職手当を一般会計が全額負担することについて財務諸表等で注記されていない。</p> <p>公営企業に従事する人件費の負担方法は重要な情報であり、退職手当を一般会計で負担していることについて財務諸表等に注記し、公表すべきである。</p> <p>また財務諸表には比較可能性という機能も重要である。下水道事業について他の自治体と比較することや、同じ自治体の他の公営企業と比較することは事業の運営に資することになる。注記が無ければ比較した結果を適切に分析することが出来ない。</p> <p>予算書及び予算説明書における予定貸借</p>	<p>平成 30 年度決算から、予算書における「会計方針の注記」と同様に、決算の財務諸表における「会計方針の注記」においても記載した。</p>

<p>対照表の会計方針では退職手当の負担について注記されており，現在，予算書及び予算説明書における会計方針の注記と決算の財務諸表における会計方針の注記が一致していない。</p> <p>決算の財務諸表等においても注記すべきである。</p> <p>(改善提案)</p> <p>現在，退職手当の負担について予算書及び予算説明書における予定貸借対照表の会計方針には注記されているので，同じ注記を決算の財務諸表等においても行うことを検討されたい。</p> <p>(道路下水道局経理課)</p>	
---	--

(2) 契約事務

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【指摘事項 2-(2)-1】 随意契約における業者選定について</p> <p>市においては，福岡市契約事務規則に定める金額を超える契約であっても，登録業</p>	<p>随意契約における業者選定については，「選定理由」に基づいて業者を選定したことが明記された文書を添付して組織内で承認を受けるよう所属職員に対し研修を</p>

<p>種にない業種の契約を締結するときには随意契約によることが通例とされている。</p> <p>予定価格が随意契約によることができる金額を超える契約については、本来、競争入札により契約の相手方を決定することになるが、市では、競争入札のための事務については、時間を要することおよび煩雑な事務手続きが必要となるため随意契約での契約締結が認められている。</p> <p>しかし、随意契約で締結する場合であっても、その業者の選定には恣意性が介入すべきではなく、選定がなるべく公平となるように予め「選定理由」を定めておき、その「選定理由」に基づいて業者を選定することについて組織内で承認手続が行われるべきである。</p> <p>そこで選定理由について承認手続が行われているか確認したところ、(カ) 堅粕第1汚水幹線 耐震診断業務委託業務に記載した契約において業者の選定に係る伺い書に、どのように業者を選定したのかを記載した資料が添付されていない契約があった。</p> <p>(是正の方向性)</p> <p>随意契約で締結する場合であっても、なるべく公平となるように、業者の選定は予め定められた「選定理由」に基づいて行われるべきであり、業者の選定に係る伺い書には「選定理由」に基づいて業者を選定したことが明記された文書を添付して組織内で承認を受けることを検討されたい。</p> <p>(道路下水道局建設推進課)</p>	<p>行い、周知徹底を図った。</p>
<p>【指摘事項 2-(2)-2】 契約変更の時期について</p> <p>市の設計変更ガイドラインは、設計変更額が当初設計金額の 20%を超える変更契約</p>	<p>設計変更額が当初設計金額の 20%を超える変更契約については、「福岡市設計変更ガイドライン(土木工事編)」に基づき、その必要が生じた都度、遅滞なく行うよう</p>

<p>については、その必要が生じた都度、遅滞なく行うべきとしているが、当初設計金額の20%を超える変更契約について、工期末直前で締結が行われており、変更契約締結前に変更設計による工事が進められていたのではない契約が見受けられた。</p> <p>設計に変更が行われる都度、変更契約の締結を行うのは現実的ではないため、小規模な変更設計を取りまとめて変更契約を締結することはやむを得ないが、工事完了の直前で一定規模以上の変更契約を締結する場合、契約と異なる工法、工程、資材等で工事が行われたことになり、請負業者との間でトラブルの原因となる可能性がある。</p> <p>(是正の方向性)</p> <p>設計変更額が当初設計金額の20%を超える変更契約については、その必要が生じた都度、遅滞なく行うように努められたい。</p> <p>(道路下水道局建設推進課)</p>	<p>所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>【指摘事項 2-(2)-3】再委託の承諾漏れについて</p> <p>再委託について契約では「受注者は業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない」とある。</p> <p>平成29年度単価契約東部地区試掘調査業務委託については、安全管理工事として交通誘導警備業務を受注者が第三者に委託していたが、受注者から提出された施工体制台帳に第三者への委託が記載されているのみで、再委託承諾申請書による承諾が行われていなかった。</p> <p>(是正の方向性)</p> <p>再委託については、漏れなく再委託承諾申請書をあらかじめ受注者より提出させ、諾否を判断し、受託者に通知したうえで、</p>	<p>委託業務において、やむを得ず業務の一部を再委託することについて承諾を求められた場合には、「業務委託契約における再委託の運用基準について(通知)」(平成30年3月13日財契監第253号)に基づき、書面による承諾を行うよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>

<p>再委託承諾申請書は保管しておく必要がある。</p> <p>(道路下水道局建設推進課)</p>	
<p>【指摘事項 2-(2)-4】 個人情報・情報資産取扱特記事項の添付漏れについて</p> <p>「個人情報・情報資産取扱特記事項」は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報・情報資産を適正に取り扱うために特記事項をまとめたものである。</p> <p>各水処理センターには市民が利用できる運動施設が設置されている。運動施設の利用申込受付業務は業者に委託されており、各水処理センターの施設管理業務委託の委託業務に含まれている。</p> <p>施設管理業務委託では受注者が利用者の氏名等の個人情報を取り扱う可能性があることから別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を契約書に添付すべきであるが、平成 29 年度の和自水処理センター施設管理業務委託については添付されていなかった。</p> <p>(是正の方向性)</p> <p>個人情報・情報資産を取り扱う業務については、契約書に別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を漏れなく添付されたい。</p> <p>(道路下水道局施設管理課)</p>	<p>担当者が委託業務の中に、個人情報や情報資産を取り扱う業務がないか確認した上で、契約書頭書の「個人情報又は情報資産の取扱い」の有無の欄にチェックを入れ、有の場合は、「個人情報・情報資産取扱特記事項」を契約書に添付するよう所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、契約締結の決裁時には、所属長と係長がチェックすることを確認した。</p>

(4) 財産

<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 状 況</p>
------------------	------------------

<p>【指摘事項 2-(4)-1】 固定資産の減損の要否について</p> <p>地方公営企業法施行規則では、固定資産について減損会計を適用することが明記されており、決算の調製において減損の要否を検討しなければならないが、「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」に則り、資産のグルーピング、減損の兆候、減損の認識、減損の測定といった検討が行われていなかった。</p> <p>(是正の方向性)</p> <p>まず、市の固定資産についてグルーピングを行い、決算の調製の際には、固定資産の減損の要否について検討した資料を作成し、決算資料として保管されたい。</p> <p>(道路下水道局経理課)</p>	<p>今後、下水道事業の固定資産についてグルーピングを行うとともに、決算の調製の際には、固定資産の減損の要否について検討した資料を作成し、決算資料として保管することとした。</p>
<p>【意見 2-(4)-2】 固定資産の減損会計に関連する規定について</p> <p>固定資産の減損会計は、固定資産のグルーピングから、減損の兆候、減損の認識、減損の測定、会計処理と、複雑な事務手数が必要となる会計処理であり、関連する規則、要綱、指針などを設けることが望ましい。</p> <p>しかし市において、固定資産の減損会計に関連する規則、要綱、指針などは設けられていなかった。</p> <p>(改善提案)</p> <p>まず、福岡市下水道事業会計規則の第5章には固定資産会計の規定がある。この第5章に減損会計についても適用する旨を規定することが望ましい。</p> <p>また固定資産をどのようにグルーピングし、グルーピングによる業務の損益とキャッシュ・フローをどのようにして把握するのか、固定資産の土地や建物について、ど</p>	<p>今後、減損会計に関する規定については、規程及び処理要綱等を整備することとした。</p>

<p>のような方法で時価を算定するのか、会計処理や注記をどのように行うのか、要綱もしくは指針を道路下水道局内で作成し、それに基づいて固定資産の減損会計を適用することを検討されたい。</p> <p>(道路下水道局経理課)</p>	
---	--

(5) 経営戦略

監査の結果	措置の状況
<p>【意見 2-(5)-2】経営戦略の見直しについて</p> <p>市下水道事業の経営戦略は平成 29 年度から平成 38 年度までを計画期間として策定されている。経営戦略では設備更新や耐震対策に必要な投資を続けつつ、企業債については「一人あたりの企業債残高」を 20% 縮減することを目標として、4,000 億円を平成 38 年度までに 3,200 億円まで削減する計画である。</p> <p>しかし経営戦略の投資試算及び財源試算において見込まれる補填財源の未使用額を試算した結果、平成 38 年度には 500 億円程度になると試算された。補填財源の未使用額の増加は内部留保資金の増加に繋がるので、経営戦略として望ましい試算結果ではない。</p> <p>そこで経営戦略上、補填財源の未使用額が多額となる理由についてヒアリングしたところ、平成 33 年度以降に想定される補填財源の未使用額は、平成 33 年度から平成 36 年度の次期財政収支計画において、経営の方向性の検証、中部水処理センターやその関連施設の管渠やポンプ場などをはじめとした主要施設の再構築等を考慮して見直しが行われ、実際には補填財源の余剰が多額に発生しないように計画される見込みであるとのことであった。</p>	<p>現在の経営戦略における損益勘定留保資金については、次期下水道経営計画（令和 3～6 年度）において、施設整備費に充てる資金等として見込むこととしているため、補填財源の未使用額は発生しない。</p> <p>今後は、老朽化が急速に進む下水道施設等の再構築を含めた適切な投資計画のほか、昨今、自然災害が多発していることから、災害時における緊急支出の観点なども踏まえ、次期下水道経営計画を策定することとした。</p>

<p>しかし経営戦略は、現状の料金設定の下、投資試算と財源試算が均衡するかどうかを計画するものであり、次期の財政収支計画の投資試算についてもある程度見込んで経営戦略に織り込まなければ、均衡しているかどうか判断することが出来ない。多額の補填財源が使用されず、使途の説明が出来ない内部留保資金を多額に計上する予定となっている経営戦略は望ましくはない。</p> <p>(改善提案)</p> <p>経営戦略の策定に当たっては多額の補填財源の未使用が残らないように、使途を説明できない多額の内部留保資金を計上することがないように策定すべきであり、次期の財政収支計画における収支も、ある程度の試算を行って経営戦略に織り込むべきである。</p> <p>また、利息負担を軽減するために企業債の償還をさらに促進する必要はないか、適切な下水道使用料のもとで汚水処理を持続していくための投資計画に漏れはないか、不要な投資はないか継続的に見直しを行われない。</p> <p>また、経営戦略は財源試算に合わせて投資試算を策定するのが目的ではないので、できる限り余剰資金が発生するように経営努力し、常に市民への還元が出来ないか念頭において運営されたい。</p> <p>(道路下水道局下水道経営企画課)</p>	
--	--

(7) B C P

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【意見 2-(7)-1】福岡市下水道 B C P における流域下水道事業者との協力・連携体制について</p> <p>市の下水道整備区域は西戸崎処理区、和白処理区、東部処理区、中部処理区、南部</p>	<p>流域下水道事業者との協力・連携体制については、関係する自治体間で協議に着手しており、令和元年度末に福岡市下水道 B C P に福岡県との協力・連携体制を記載することとした。</p>

<p>処理区，西部処理区，新西部処理区があり，そのうち南部処理区の終末処理場は福岡県が所有する御笠川浄化センターであり，南部処理区は福岡県が実施する御笠川那珂川流域下水道事業の一部である。</p> <p>しかし，福岡市下水道BCPでは，福岡県との連絡・連携体制について明記されておらず，南部処理区について福岡県とどのように協力して被災に対応し，事業継続のための対策がなされるのか不明であった。</p> <p>平時においては事前計画や教育・訓練において，災害時には被害状況などの情報共有，人員や資材の相互支援など，下水道事業の事業継続にあたり福岡県との協力は不可欠であり，事前に被災時の対応について協議・調整を行い，福岡市下水道BCPにも平時と被災時における協力・連携体制について記載することが望ましい。</p> <p>(改善提案)</p> <p>御笠川那珂川流域下水道に関係する自治体間で被災時の対応について協議を行い，事業継続に係る点については取りまとめて福岡市下水道BCPに記載し，事前対策や震災時の対策に活かされたい。</p> <p>(道路下水道局下水道事業調整課)</p>	
<p>【意見 2-(7)-2】事前対策計画のうち今後検討予定となっている事項について</p> <p>福岡市下水道BCPに計画されている「事前対策計画」は，非常時の対応力の向上及び非常時の応急対応の負担の軽減に資する事項を選別し，今後の対応方針を計画として整理するものである。よって計画策定後は早期に対応しておくべきである。</p> <p>しかし，事前対策計画のうち以下の項目は今後検討予定となっていた。</p> <p>①雨水幹線，ポンプ場，雨水吐等の活用…</p>	<p>事前対策計画のうち，今後検討予定となっている事項については，令和元年度に検討し，具体的な計画を作成することとした。</p>

<p>雨水幹線を災害時における汚水溢水対応のために活用できる方法及び汚水溢水防止のため雨水吐を活用すること</p> <p>②減災対策施設の配置計画及び整備の検討 (改善提案)</p> <p>事前対策計画のうち今後検討予定の項目については、優先順位を考慮し、どのように計画を実行するのか検討されたい。特に、多額の支出が必要となるハード対策事業については、その要否や規模について慎重に検討し、具体的な計画を策定されたい。</p> <p>(道路下水道局下水道事業調整課)</p>	
--	--

(8) 水洗化対策と貸付金について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【指摘事項 2-(8)-1】水洗化貸付金の債権管理事務について</p> <p>水洗化貸付金の債権管理簿によれば平成 29 年度末における、平成 30 年度、平成 31 年度、平成 32 年度の調定予定額（償還予定額）は 4,627,650 円であり、一括返済などの収入済み額 150,500 円を控除すると 4,477,150 円となる。</p> <p>貸借対照表には同額が水洗化貸付金として計上されるべきであるが、貸借対照表に計上されていた金額は 2,072,200 円であった。</p> <p>差額のうち、1,956,500 円については事務処理のミスから貸付金から未収金への振替処理を重複して行っていたもので、固定資産の貸付金が過少に、流動資産の未収金が過大に計上されていることになる。</p> <p>残りの差額の 448,450 円については、現在差額の原因は明らかではなく調査を進めている状況である。</p> <p>(是正の方向性)</p>	<p>差額の原因が判明している金額 1,956,500 円については、未収金から貸付金への同額の振替処理を行い、残高の修正仕訳を行った。</p> <p>今後、このようなミスが再発しないよう、関係課と確実な事務連携を行っていくとともに、適切な債権管理簿を作成し、月に一度は貸借対照表との整合性を確認することとした。</p> <p>差額の調査については、債権管理簿及び貸借対照表を管理している各システム(財務会計システム・下水道料金総合情報システム)の運用開始時にまで遡って調査したが、原因の特定には至らなかった。また、各システム運用開始以前の資料(紙・データ)が残存していないこともあり、これ以上の調査が困難な状況にある。</p> <p>台帳上、当該金額の債権の存在を認識しており、仕訳記帳に計上漏れしていることは確かなため、差額の 448,450 円については、令和元年度 9 月補正により予算措置の</p>

<p>差額の原因が判明している金額については未収金と貸付金の残高の修正仕訳が必要である。1,956,500円について未収金が過大で貸付金が過少であるため、未収金から貸付金への同額の振替処理を行われたい。残りの原因が判明していない残高については調査を進められたい。</p> <p>なお、このようなミスの原因は、今まで適切な債権管理簿を作成してこなかった管理面における不備にあると考える。債権管理簿による債権管理のみならず、決算時には貸借対照表の貸付金残高と債権管理簿の残高の一致を確認することで、このようなミスが発生しないような内部統制を構築されたい。</p> <p>(道路下水道局下水道管理課)</p>	<p>上、振替処理を行った。</p> <p>※平成16年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務会計システム 運用開始 <p>※平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道料金総合情報システム 運用開始
<p>【意見2-(8)-1】「市長が特に認める場合」の確認について</p> <p>平成29年度における水洗化貸付金の対象となった水洗化工事はいずれも処理区域の公示から3年を超過していた。しかし「市長が特に認める場合」には水洗化の猶予が行われ、3年を超過して行われた水洗化工事に対しても融資が行われることとなっている。</p> <p>その「市長が特に認める場合」として「水洗便所へ改造資金の調達が困難な事情にあるとき。」という事由をもって融資を行っているが、「水洗便所へ改造資金の調達が困難な事情にあるとき。」との文言が記載された紙にマーカーで塗りつぶされているのみで、改造資金の調達が困難な事情についての具体的な記載はなく、どのようにして市職員が、当該事由を確認したのか記載した書類は綴じこまれていなかった。</p> <p>当該事由の確認は重要な融資要件の一つ</p>	<p>改造資金の調達が困難である事情の確認方法については、令和元年度中に、事由書の様式を作成し、令和2年度から、融資伺い書に添付することとした。</p>

<p>であるが、マーカーで塗りつぶした書類を添付するだけでは融資伺い書として不十分である。借り受けようとする者が「水洗便所へ改造資金の調達が困難な事情」によって3年間水洗化工事を行わなかった事情を、市の職員が確認することは困難であり、借り受けようとする者からの申告は不可欠である。</p> <p>(改善提案)</p> <p>改造資金の調達が困難な事情は資金を借り受けようとする者によって様々であり、その事情を市側で把握することは困難であるため「水洗便所へ改造資金の調達が困難な事情」については借り受けようとする者がその旨を記載して市に提出すべきであり、本人からの提出書類を融資伺い書に添付することを検討されたい。</p> <p>(道路下水道局下水道管理課)</p>	
<p>【指摘事項 2-(8)-2】水洗化貸付金の滞納未収金に対する貸倒引当金について</p> <p>水洗化貸付金においても滞納があり、不納欠損処理が行われている。時効に合わせて過去10年間の金額を集計したところ不納欠損処理の合計金額は6,145,943円である。</p> <p>水洗化貸付金の滞納未収金に対しては、不納欠損処理による損失が発生しており、会計上は債権の不納欠損処理による損失に備えて、損失の発生可能性が高く、その金額を合理的に見積もることができる金額を貸倒引当金として計上すべきであるが計上されていなかった。</p> <p>滞留債権は回収されずに不納欠損処理とされる可能性が高く、貸倒引当金を設定することなく全額を資産計上するのでは、資産性が乏しい債権も資産計上することとな</p>	<p>過去の不納欠損の状況を踏まえ、貸倒引当金の算定方法を検討し、令和2年度予算に必要額を計上することとした。</p>

<p>る。</p> <p>現在、下水道使用料にかかわる未収金に対しては貸倒引当金が設定されており、同様に水洗化貸付金の滞納未収金に対しても貸倒引当金を計上するべきである。</p> <p>(是正の方向性)</p> <p>市における下水道普及率は既に90%を超えており、今後、水洗化貸付金が大幅に増加することはないと思われるが、現在は滞留債権3,279,250円がそのまま資産計上されており、貸倒引当金が計上されていないことは会計上不適切である。</p> <p>過去10年間の滞留債権残高を把握し、各年度における不納欠損処理額の割合を算定し、10年間の滞留債権残高に対する不納欠損処理額の加重平均割合を年度末における滞留債権残高に乗ずることで、貸倒引当金を算定する方法が考えられる。</p> <p>(道路下水道局下水道料金課)</p>	
---	--

(10) 再生水事業

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【意見2-(10)-1】再生水供給区域における供給実績の伸び悩みについて</p> <p>再生水利用下水道事業では中部地区と東部地区に再生処理施設が設置されており、それぞれ再生水の供給能力は10,000 m³と1,600 m³であるのに対して、平成29年度における最大供給水量は、6,957 m³と403 m³であり、供給能力に対して供給実績が伸び悩んでいる。</p> <p>特に東部地区の再生処理施設では、雑用下水道の設置義務がある大型施設を含む都市開発が当初計画より遅れていることで、供給実績が伸び悩んでおり、施設の供給能力が過大となっている状況である。</p> <p>(改善提案)</p>	<p>現条例では義務付けられていない規模の施設については、市のホームページや業者向けのパンフレットにより、義務付けの対象でない施設でも供給が可能であることを広報し、再生水の利用促進に努めた。</p> <p>また、市有施設の新設や建替え時には、再生水を利用するよう関係各課に依頼を行った。</p> <p>今後も引き続き対策の検討を行い、供給対象施設の増加に努めていく。</p>

<p>市の再生水利用は供給箇所数、供給区域ともに全国最大の事業であり、節水のために非常に重要な事業であるため、さらなる供給実績の増加に努めるべきである。現条例では義務付けられていない規模の大型施設にも、環境対策や節水型都市づくりへの協力を求める等、再生水の供給対象施設の増加に努められたい。</p> <p>(道路下水道局施設管理課)</p>	
--	--

(11) 耐震事業

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【意見 2-(11)-1】耐震対策の進捗状況について</p> <p>「福岡市下水道ビジョン 2026」では、管渠については平成 38 年度末までに耐震化が必要な管渠延長 121 k mすべての耐震化が完了する計画となっているが、121 k mは施設の重要度や老朽度を踏まえて優先順位を決定した結果であり、避難地・防災拠点からの排水を受ける管路、ポンプ場・処理場に直結する幹線管路、河川・軌道を占用する管路である「重要な幹線等」は 852 k mあることから、「福岡市下水道ビジョン 2026」の目標値よりも耐震化を進めることについて検討されたい。</p> <p>またポンプ場についても平成 38 年度までに耐震化が完了する 23 施設のほか、耐震化工事自体が場所等の要件により困難なポンプ場が 5 施設ある。これらも「福岡市下水道ビジョン 2026」には含まれていないが、管渠を耐震化してもポンプ場が使えなければ被災からの復旧は困難となるので、早期の耐震化もしくは対応策を検討されたい。</p> <p>(改善提案)</p> <p>「福岡市下水道ビジョン 2026」では耐震化目標をすべて達成できるプランとなって</p>	<p>「福岡市下水道ビジョン 2026」における管渠及びポンプ場の耐震化については、優先的に取り組む耐震化の中期目標値を位置付けたものであり、その他の管渠や処理場の耐震化については、平成 30 年度末に見直した「福岡市下水道総合地震対策計画」に基づき、引き続き耐震化を進めていく。</p>

<p>いるが、耐震化目標以外にも耐震化すべき施設がある。</p> <p>次回のビジョンで実施するのみではなく、今回の「福岡市下水道ビジョン2026」でも経営の両立の検討を加えながら耐震工事追加の要否を検討されたい。特にポンプ場については老朽化が進んでいるものもあることから早急に対策を講じられたい。</p> <p>(道路下水道局下水道事業調整課)</p>	
---	--

3 河川事業

(3) 財産管理

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【意見3-(3)-2】水防資材の備蓄について市の水防資材の備蓄は配備計画通りではなかった。</p> <p>委託契約に基づいて報告された水防資材の在庫数量と水防資材配備計画表と比較したところ、実際の在庫内容及び数量が水防資材配備計画の数量に満たない水防倉庫が散見された。</p> <p>(改善提案)</p> <p>大雨や台風等の有事において、水防資材在庫切れによる浸水防止活動の支障が生じないように、計画に基づいて補充を行い、常時計画した水防資材が使用できる状態で備蓄することを検討されたい。</p> <p>(道路下水道局河川課)</p>	<p>水防資材の備蓄については、大雨や台風等の有事において、水防資材の在庫切れによる浸水防止活動の支障が生じないように、梅雨前までに使用頻度が多い、土嚢やシート等の補充を行った。</p> <p>現在、配備計画に基づいた備蓄となるよう補充に取り組んでいる。</p>

4 集落排水事業

(7) 契約事務について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
-----------	-----------

<p>【意見 4-(7)-2】 従事者名簿の提出と資格確認について</p> <p>排水処理場保守運転管理業務委託は、浄化槽管理のために必要な資格をもって市の排水処理場の保守運転管理を行う業務であるが、契約書もしくは仕様書では従事者や資格の確認について定められていなかった。</p> <p>その結果、一年間を通して勤務している常勤者の身分や所有する資格が不明となっている契約があった。</p> <p>当該業務は市が所有する集落排水処理場における業務委託であり、受託業者が雇用する者が従事者として市の施設の保守運転を担うのであるから、市としては従事者を漏れなく把握しておく必要がある。また従事者は排水処理施設の保守運転全般を担うのであるから、そのために必要な資格を有していることを業務開始前に確認しておく必要がある。</p> <p>(改善提案)</p> <p>市の所有する施設で業務を行う委託については従事者一覧もしくは従事者の履歴書を漏れなく提出させるべきである。また業務に必要な資格については業務開始以前に確認しておく必要がある。そのためには契約書もしくは仕様書に業務開始前の受託業者の義務として明記しておくことを検討されたい。</p> <p>(農林水産局漁港課)</p>	<p>従事者名簿の提出と資格確認については、平成 31 年度当初から、契約書及び仕様書に業務従事者の一覧及び履歴書の提出を業務開始前の受託者の義務として明記する等の改善を行った。</p>
--	---

<p>【意見 4-(7)-3】業務遂行責任者の勤務実績報告について</p> <p>排水処理場の保守運転管理業務委託契約では、委託業者は業務遂行責任者を配置することとされているが、小田集落と弘集落においては業務遂行責任者の勤務実績を出勤記録で確認できなかった。</p> <p>市の説明では、業務遂行責任者は、常勤者が行った日常点検等に基づいて、契約の履行に関し業務の管理および統括等を行うものであり、最低でも月に一度は排水処理場に出勤しており、浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上、何らかの問題が生じた場合は、その都度、出勤しているとのことであった。</p> <p>従事者の出勤記録は委託業務の適切な遂行を市がチェックするための重要な記録であり、身元不明の者が勤務していないか、資格を有していない者のみで勤務していないか、特定の者による過剰な勤務が行われていないか等を定期的に確認しておく必要がある。</p> <p>(改善提案)</p> <p>出勤記録には、業務遂行責任者の勤務実績はもちろん、全ての従事者の勤務実績が漏れなく記録されていなければならない。特に業務遂行責任者は、契約の履行を管理および統括する者であり、管理および統括のための必要な勤務実績があるかの確認が必要である。このような確認を可能とするため、出勤記録については勤務実績を漏れなく記載するように各委託業者に周知徹底するとともに、出勤記録の報告について仕様書に記載することを検討されたい。</p> <p>(農林水産局漁港課)</p>	<p>業務遂行責任者の勤務実績報告については、平成 31 年度当初から、契約書及び仕様書に業務従事者の勤務実績に関する報告を受託者の義務として明記する等の改善を行った。</p>
--	--